

公布した条例一覧

令和6年

公布 番号	条例名
17	杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
18	杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年4月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第17号

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部中

杉並区立郷土博物館運営協議会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円	を
杉並区いじめ問題対策委員会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円	

杉並区立郷土博物館運営協議会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円	に改める。	
杉並区いじめ問題対策委員会	杉並区いじめ問題対策委員会条例（平成29年杉並区条例第20号）第9条の規定により指名された委員が同条の規定により同条例第3条第2項に規定する調査を行う場合		日額 23,000円
	前記以外の調査審議等を行う場合		会長日額 14,500円 委員日額 12,000円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年4月25日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第18号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第3条及び第3条の2を次のように改める。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第3条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第18条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第18条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第24条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

第3条の2 削除

附則第3条の4中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第3条の6の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の区民税の特別税額控除）

第3条の7 令和6年度分の区民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第3条の9において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第19条から第21条の2まで、附則第2条の3第2項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5の2第1項、前条及び附則第5条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第2項、第36条の5第1項及び前条の規定の適用については、第20条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第36条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の区民税の納税通知書に関する特例）

第3条の8 令和6年度分の区民税に限り、区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第30条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る区民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る都民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第29条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははなないものとし、第29条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第29条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてははしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてははしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の区民税（第1期納期から第36条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る区民税に関する特例）

第3条の9 令和6年度分の区民税に限り、第36条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の区民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額（附則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第36条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び

第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第36条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者

の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除

額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第36条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の9第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第36条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の

初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第36条の5第2項の規定により読み替えられた第36条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第36条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の9第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の区民税につき第36条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の区民税の特別税額控除)

第3条の10 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第19条から第21条の2まで、附則第2条の3第2項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5の2第1項、附則第3条の6及び附則第5条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第4条第2項中「前条」を「附則第3条の6」に改め、同条第3項中「第21条の2第1項」の次に「、附則第3条の7第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第21条の2第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とす

る」を「と、附則第3条の7第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第4条第2項及び」と、前条中「附則第3条の6及び」とあるのは「附則第3条の6、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第7条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

附則第9条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

附則第10条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

附則第12条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

附則第13条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

附則第14条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

附則第14条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3

条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

附則第14条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

附則第14条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

附則第14条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p data-bbox="292 465 392 499">附 則</p> <p data-bbox="196 521 783 618"><u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p data-bbox="196 640 783 1928"><u>第3条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第18条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p data-bbox="196 1951 783 1991"><u>2 前項前段の場合において、第18条</u></p>	<p data-bbox="906 465 1007 499">附 則</p> <p data-bbox="810 521 1236 562"><u>第3条及び第3条の2 削除</u></p>

の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第24条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

第3条の2 削除

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第3条の4 平成30年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（令和6年度分の区民税の特別税額控除）

第3条の7 令和6年度分の区民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第3条の9において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第19条から第21条の2まで、附則第2条の3第2項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5の2第1項、前条及び附則第5条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合におけ

第3条の4 平成30年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

る第20条の2第2項、第36条の5第1項及び前条の規定の適用については、第20条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第36条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の区民税の納税通知書に関する特例)

第3条の8 令和6年度分の区民税に限り、区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第30条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る区民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る都民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用が

ないものとした場合に算出される普通徴収に係る都民税の額をいう。)
及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第29条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額か

らその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははなし、第29条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第29条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額と

その者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてははなし、第3期納期においてははその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてははその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてははなし、第4期納期においてははその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の区民税（第1期納期から第36条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する

場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る区民税に関する特例)

第3条の9 令和6年度分の区民税に限り、第36条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の区民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額（附則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第36条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した

額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第36条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき

公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以

上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分

金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間において

はその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第36条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の9第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税の額（第

1 項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第36条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間に

においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第36条の5

第2項の規定により読み替えられた
第36条の2第1項に規定する年金
所得に係る特別徴収税額に相当する
税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合におけ
る第36条の4の規定の適用につい
ては、同条第2項中「年金所得に係る特
別徴収税額を当該年度の初日の属する
年の10月1日から翌年の3月31日
までの間における当該特別徴収対象年
金所得者に係る特別徴収対象年金給付
の支払の回数で除して得た額」とある
のは、「附則第3条の9第3項各号に
規定する特別徴収の方法によつて徴収
すべき額」とする。

5 令和6年度分の区民税につき第36
条の6第1項の規定の適用がある場合
については、前各項の規定は、適用し
ない。

(令和7年度分の区民税の特別税額控
除)

第3条の10 令和7年度分の区民税に
限り、法附則第5条の12第3項及び
第4項に規定するところにより控除す
べき区民税に係る令和7年度分特別税
額控除額を、同条第3項に規定する特
別税額控除対象納税義務者の第19条
から第21条の2まで、附則第2条の
3第2項、附則第3条の3第1項、附
則第3条の5の2第1項、附則第3条

(上場株式等に係る配当所得等に係る区
民税の課税の特例)

第7条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第3条の7及び附則第3条
の10の規定の適用については、附
則第3条の7第1項及び附則第3条
の10中「所得割の額」とあるの
は、「所得割の額並びに附則第7条
第1項の規定による区民税の所得割
の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る
区民税の課税の特例)

第9条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第3条の7及び附則第3条
の10の規定の適用については、附
則第3条の7第1項及び附則第3条
の10中「所得割の額」とあるの
は、「所得割の額並びに附則第9条
第1項の規定による区民税の所得割
の額」とする。

4 略

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特

(上場株式等に係る配当所得等に係る区
民税の課税の特例)

第7条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る
区民税の課税の特例)

第9条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特

例)

第10条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 略

例)

第10条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第14条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第3条の7及び附則第3条の10の規定の適用については、附則第3条の7第1項及び附則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第3条の7及び附則第3条

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第14条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

の 10 の規定の適用については、附則第 3 条の 7 第 1 項及び附則第 3 条の 10 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 14 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 及び 4 略

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第 3 条の 7 及び附則第 3 条の 10 の規定の適用については、附則第 3 条の 7 第 1 項及び附則第 3 条の 10 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 14 条の 2 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第 14 条の 3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第 3 条の 7 及び附則第 3 条の 10 の規定の適用については、附則第 3 条の 7 第 1 項及び附則第 3 条の 10 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 14 条の 3 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 及び 4 略

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第 14 条の 3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

3 及び 4 略

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第 3 条の 7 及び附則第 3 条の 10 の規定の適用については、附則第 3 条の 7 第 1 項及び附則第 3 条の 10 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 4 条の 3 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

6 略

3 及び 4 略

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

6 略

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日
特別区民税	<p>1 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例</p> <p>令和6年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の雑損控除及び雑損失の繰越控除を適用することができること等とする。</p> <p>(区税条例附則第3条・地方税法附則第4条の4)</p>	公布の日
	<p>2 個人住民税の定額減税</p> <p>令和6年度分の区民税に限り、合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から特別税額控除額を控除する*こと等とする。</p> <p>* 都民税及び区民税の所得割の額から、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を控除する。</p> <p>(区税条例附則第3条の7から第4条まで、第7条、第9条、第10条、第12条、第13条及び第14条から第14条の3まで・地方税法附則第5条の8、第5条の9、第5条の11から第6条まで、第33条の2、第33条の3、第34条、第35条、第35条の2及び第35条の4・外国居住者等所得相互免除法第8条・租税条約等実施特例法第3条の2の2)</p>	公布の日